

鳥取クレ射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月29日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第29号

鳥取クレ射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取クレ射撃場の設置及び管理に関する条例（平成28年鳥取市条例第30号）の一部を次のように改正する。

「

別表中		上記以外の者	クレ1枚につき	48円	を
-----	--	--------	---------	-----	---

」

「

	上記以外の者	クレ1枚につき	48円	
	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の5第1項の規定による射撃教習の受講	1件につき	26,400円	に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。